

平成24年9月中川村議会定例会議事日程(3)

平成24年9月19日(水) 午前9時00分 開議

出席議員(10名)

日程第1	議案第4号	平成23年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2	議案第5号	平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3	議案第6号	平成23年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4	議案第7号	平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第8号	平成23年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第9号	平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第10号	平成23年度中川村水道事業決算認定について
日程第8	議案第16号	中川村教育委員会委員の任命について
日程第9	議案第17号	中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第10	議案第18号	中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第11	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第12		中川村選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第13	請願第3号	一般国道153号の指定区間編入を求める請願
日程第14	請願第7号	T P P交渉参加表明断固反対に関する要請
日程第15	陳情第8号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について
日程第16	陳情第9号	オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情
日程第17	陳情第10号	危険な米軍輸送機オスプレイの配備・訓練中止を求める意見書提出を求める陳情
日程第18	発議第1号	一般国道153号の指定区間編入を求める意見書の提出について
日程第19	発議第2号	T P P交渉参加表明断固反対に関する意見書の提出について
日程第20	発議第3号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
日程第21	発議第4号	オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について
日程第22	発議第5号	住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書の提出について
日程第23		委員会の閉会中の継続審査について

1番	中塚 礼次郎
2番	高橋 昭夫
3番	藤川 稔
4番	山崎 啓造
5番	村田 豊
6番	大原 孝芳
7番	湯澤 賢一
8番	柳生 仁
9番	竹沢 久美子
10番	松村 隆一

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎	副村長	河崎 誠
教育長	松村 正明	総務課長	宮下 健彦
会計管理者	宮澤 学	住民税務課長	北島 眞
保健福祉課長	玉垣 章司	振興課長	福島 喜弘
建設水道課長	鈴木 勝	教育次長	座光寺 悟司
代表監査委員	鈴木 信		

職務のために参加した者

議会事務局長	中平 千賀夫
書記	松村 順子

平成24年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成24年9月19日 午後2時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、議案第16号、第17号、第18号及び諮問第1号が追加になっておりますので、ご承知願います。

日程第1 議案第4号 平成23年度中川村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、去る10日の本会議において総務経済、厚生文教の各常任委員会に分割付託してあります。

各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

まず、総務経済委員長の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは、総務経済委員会の委員会審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において本委員会に付託をされました議案第4号 平成23年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、9月の12、13、14の3日間にわたり、第1委員会室において全委員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

また、9月14日には、決算に基づく事業の効果及び継続事業の進捗状況などを把握するための現地調査を7カ所において行いました。

こうした過程を踏まえ、内容を慎重に審議した結果、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。

以下、審査の過程で出されました内容と今後の課題、提案など、主だったものを報告をいたします。

総務課関係で桑原特別地域対策補助、若干高くなっているわけではありますが、遠方による地域維持という名目で配慮をされたとこういうことあります。

きめ細やかな交付金事業では、「担当課要望に加えて、住民の声をもっと拾い上げる工夫、対応が必要ではないか。」と、そういう意見が出ました。これに答えて短期間と言いますか、「期間が短い中でありますので、なかなか難しいんだ。」と、こういう回答でありました。

広報、情報の関係では、再構築をされておりますけれども、「村のホームページは、どうも余り見やすい状況にない。」と、こういう意見が出ました。「利用しやすい工夫をさらに加えられるたい。」との意見がありました。

交通防災では、「防犯灯の新設が8万円、電柱共架は3万円ぐらいで、ノーメンテナ

ンス、10年ぐらい持つ。」と、こういう説明でありました。地区負担は2分の1であります。

「村営バスを福祉バスに変える考えはないか。」と、こういう問いに、「利用分析を含め、路線利用者アンケートなど、今後の対応を考えたい。」と、そういうことでありました。

「再配付された防災ハザードマップは見直しをされたか。」と、大震災後でありますので、そうした問いに、「緊急避難指定の、例えばみなかた保育園を東小学校に変更をするなど、検討を図り、全戸に配付をした。」と、こういう説明でありました。

「予備消防のOBの確保は十分か。」との問いに、「23年度末が31人という数字でありまして、50歳以下の方を条件に、団と、それから役員対応で依頼をしている。」と、こういうことでありました。

「緊急災害用備蓄品納入の業者は、村内業者を優先に。」との問いがありまして、「財務規則で50万以上の備品については、競争入札が原則だ。」という、こういう説明がありました。

住民税務課、生活環境では「堆肥化処理機、それからコンポスト、施設補助をもっと村民に周知すべきではないか。」との問いに、「保健部長会、それから広報で周知をしている。」という回答でありました。

「三共地区にある不燃物処理場の管理は適当に対応されているか。」と、こういうことの問いに、「月に1回実施をし、水質検査も折に触れて行い、異常なく、処理場周辺の美化というものにも心がけている。」という回答がありました。

動物埋葬は自己処理で、弊獣処理、これはイノシシだとか、ネコやイヌでない、シカだとか、そうしたものの道路で死んでいるというものの処理であります。49件ということでありました。

建設国土調査係で「国土調査の期間はいつまで続くのか。」という問いがありまして、「片桐地区は、これで終わるわけですが、27年までを予定している。」ということでありました。

水道係で「合併処理浄化槽の普及率は、現在が70.6%ということではありますが、できればといいますか、80%までは達成したい。」というお話がありました。

建設係、「天の中川河川公園での芝広場で、これは草管理がなかなか行き届いているが、どう管理されているのか。」という質問がありました。これについては、「中央地区の草刈隊という部隊がありまして、月1回実施をし、年10回の委託事業でやっている。」んだと、こういう説明がありました。

振興課、商工観光関係ですが、「村へは農業観光、あるいは大草城址公園、それから富永園芸、赤ソバ、ブドウ狩りなど、年間10万人以上の観光来場者があった。この機会を逃さず、村の活性化に有効に生かされたい。」と、そういう希望的意見がありました。

「望岳荘体験館の活用を図るべきだ。」という発言がありました。意見がありました。それから望岳荘入口の車線といいますか、入るルートと出るルートというのが、一部

は左でなくて右路線と、こういうことになるわけではありますが、「大変危険な状況である。」と、「安全面に配慮して工夫をするように。」という要望、意見がありました。

「チャオ周辺の活性化への今後の取り組みをどう考えているのか。」という問いに、チャオのこの組合の皆さんが、村外施設の類似する、そういう施設を視察研修、それを実施したいと、そういうことを考えている。」というお話がありました。

また、「ああいう場所ですので、道の駅といいますか、その面で何とかならないか。」と、「可能性をということで考えたい。」と、こういうことではありますが、説明の中におきましては、「道の駅に関しては、なかなか厳しい。」、そういうお話がありました。

耕地林務係であります、東小学校の緑の少年団、これに補助が出ているわけがありますけれども、「今年から西小学校でも実施をされる。」と、こういう報告がありました。

「小和田用水の水利権更新事業の見直しは。」という、その問いに、「24年度の事業予定として、図面もできており、自然集水というのは無理だということで、ポンプアップによる施工を考えている。」という、こういうご説明がありました。

森林整備地域活性化活動支援推進の事業というのがありますが、「作業道の改修という、この項目が変わりまして、美里にそのものを予定していましたけれども、そのものの事業は取り下げた。」と、こういう説明がありました。

森林造成事業で、「今後の村有林整備は。」という、そのものをどう考えているかといいますか、その問いに、「森林法が変わり」何とといいますか、「段地でないと事業が認められない。」と、「それから一定量の木材搬出、これが義務づけられ、そしてまた、進入路がないと森林の単に切り捨てと、こういうことは認められない。」と、こういう説明がありました。

また、「森林法の改正で、村において、この中川村においては、24年度中に中間見直しをする。」と、こういう方針のご説明がありました。

森林監視員制度というのあります。褒賞は無償ということのようではありますが、「この制度、今後とも必要である。」と、こういうお話がありました。

それから農政係の関係であります。「農産加工施設の稼働状況は。」という問いに、なかなか厳しい状況の説明ありまして、「安定雇用というか、雇用の安定を図りたい。」と、それから、「まずはですね、最低、賄えるだけの収入を目途として取り組んでいる。」という、それから、現状におきまして、その内容的にはパンや、いろいろありますけれども、「ジュース加工というのが、収入のウエイトを占めている。」という説明がありました。

有害鳥獣駆除のためのわなの資格というのがありますが、「個人補助は3分の1の数字である。1万円である。」ということでありました。

以上、総務経済委員会の委員長報告といたします。

審議をよろしく願いいたします。

次に厚生文教委員長の報告を求めます。

それでは、厚生文教委員会の審査の報告をいたします。

○議長
○厚生文教委員長

9月10日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました議案第4号平成23年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月12、13日の2日間にわたり、第2委員会室において、全委員出席のもと、慎重に審査いたしました。

結果は、全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見等について報告いたします。

保健福祉課関係ですが、「高齢者憩いの家の水漏れ修理が3回となっているが、今後改修するのか。」という問いに対して、「平成24年度、改修設計リニューアルについて、望岳荘と検討する。」となっております。

続いて、「社協への補助金についての基本的な考え方は、1,455万8,000円が補助金として出されているわけですが、近隣の社協でも補助金を出しているのか。また介護保険制度が始まって民間事業所との対応の違いや今後のあり方は。」という質問がありました。保健福祉課で関わっている部分についてでございますけれど、「今まで村の福祉事業になってきており、村からも職員を派遣していた経過もある。社協独自でやっていければ、それに越したことはないが、当面は、こうした形が続くと思う。民間事業所と社協との対応については、今後の検討課題。」との答弁でした。

続いて、「上伊那成年後見センターの負担金10万6,000円の事業内容について」の質問がありました。「職員は3人体制で相談窓口となっている。センターが後見人にもなれる。」との答弁でした。

次に、「布おむつのリースはあるが、紙おむつの補助の要望はないか。」との質問に対して、「布おむつは繰り返し使えるので制度としてずっとやってきた。紙おむつについては、リースという考え方では対応できないが、内容の検討は必要。」とのことでした。

この福祉の関係では、地域介護福祉空間整備等の交付金により、高齢者支え合い拠点施設、大きいものでは中田島会館3,299万6,000円が完成し、県の介護基盤緊急整備特別対策補助金5,250万円で、横前ほかの集会所など、介護予防の拠点施設の整備も行われ、村内の集会施設のバリアフリー化が完了しました。

児童福祉関係では、「バンビーニの電気量が多いがなぜか。」との質問がございました。「チャオへ面積割りで負担金として払っている。」とのことです。

次世代育成支援対策交付金は、バンビーニの運営、安心子ども基金、おひさまクラブなどの療育支援に子育て支援の交付金として活用されました。

続いて、少子化対策の出産祝金交付ですが、第3子が7人、第4子が1人の8人でした。

保健センター関係では、「検診の受診率の状況について」の質問がありました。「受診者数は年によって上下する。胃検診は集団検診ではバリウムしかやれない。内視鏡は個人受診になる。また、ほかの疾患で医療機関で受診し、検診している人も多数いる。大腸がんの検診は2日間の採便で済むので、全国的に女性にも増えているので受診してほしい。子宮頸がんの受診は20代が多い。子宮がん、乳がんの受診はなかなか伸びない。特定検診の受診率は目標値65%に対し、57%である。検診を受けていない

人、初めての人に多く受診してもらいたい。」との話でした。

続いて、「学校での生活習慣病予防で血液検査実施後の学校との連携はどうなっているか。」との質問に対し、「児童、生徒の個別指導は保健センターではやっていない。」とのことです。

また、予防接種のポリオ生ワクチンが平成 23 年度までとなります。平成 24 年度からは不活化ワクチンでの対応となります。

続いて、教育委員会関係ですが、総務学校係ではパソコン用のウイルスソフト代、これが東西小学校、中学校で出されているわけですが、「これは毎年必要なのか。」との質問がございました。これに対して、「新しいウイルスに対抗するためには毎年更新しなければならない。」とのことです。

「西小の江戸彼岸桜の樹幹手入れの内容と樹木医はだれか。」との質問がございました。「穴を掘って有機質を入れた。樹幹が腐っている。枝抑えの支柱も立てた。」とのことです。「樹木医は箕輪の唐沢さんをお願いしていたが、高齢、体調、また遠いなどのことで、今後は七久保の宮島さんを紹介された。」とのことです。

「中学校の電気量が高額だが。」との質問がございました。「給食センターも入っている。」ということで、皆様、ご承知のように給食センターはオール電化です。そして「昨年より増えた原因は、特に今年、今年というか 23 年度、校長室、職員室、保健室にエアコンを設置したこともあるのではないか。」ということです。

続いて、中学校の教育振興費についてですが、「楽器は何年くらい使ったのか。」大型の楽器が更新されておりましたので、こうした質問が出ました。「楽器の更新については、できるだけ計画的に予算要望してほしいとお願いをしてある。一概に年数では言えない。」との答弁でした。

また、「今年度になって給食の野菜くずが増えているが原因は。」との質問に対し、「本年度から給食費が値上げになったが、デザート回数も増やしたので、ミカンの皮などが増えたのが原因だと思う。」とのことです。また、「中学生などは、ほとんど食べ残しはない。」とのお話でした。

「用務員の委託料について」の質問がございました。「3 校とも同額だが、生徒数とか、経験年数違うけど、その根拠は何なのか。」ということでございます。答弁のほうで、きょう、ちょっと、詳しい資料をいただいたんですけど、「役場の臨時職員等については、総務課で時給など見直しをするが、用務員については委託で日額幾らで日数を掛けて一定の金額を割り出したものと思う。」このことは平成 15 年にやられておりました、そのあと 16 年度に一律 2% マイナスシーリングとあって、通勤費とか賃金がカットされたわけですが、これによって平成 16 年から今年まで含めてですけど、「同額の用務員さんの給料になっている。」ということでございます。そして、「自分の車で、毎日、学校とか教育委員会、それから金融機関を回る業務が特殊であるので、ガソリン代は現物支給はされている。」とのことですが、「車は自家用車を使用している。」とのことです。

続いて、社会教育係の関係ですが、「文化センターの企画事業について、どこで

決定するのか。」との質問がございました。質問者は「少しでも多くの村民が鑑賞できるものを目標値をもって企画してほしい。」という希望を持って質問したわけですが、答弁としましては、「事業実施後のアンケートや文化施設運営委員会などを参考に、職員会の中で決定している。」とのことです。懐かしい映画の上映会などもやられておりますが、「こうした提案の中から実施することとなった。」そうです。

続いて、「図書館の定期購読の雑誌、新聞、DVD などがあるが、新聞は、せめて全国紙は図書館として置いてほしい。」との要望を含めたご意見がございました。「希望図書は要望に応じて購入するようにしているが、新聞については司書と検討する。」との答弁です。

「文化センター電気量が前年度より増加している原因は。」との質問に対し、「コンサートなどの間は、全施設に電気が必要、大ホールの使用回数が 2 回から 7 回に増えている。エアコンの稼働も 27℃ に設定はしているが、増えている。」との答弁でした。

続いて、「村民グラウンドの整備の塩カル代金が前年と同額になっているが。」との質問ですが、「この塩カルは冬用ではなく、どんちゃん祭りのときのホコリどめ用である。」との説明でした。

サンアリーナの屋根の雨漏りについては、「ガasket 方式は 5 年ぐらいと言われていたが、平成 24 年度に、その雨漏りの原因を調査している。」とのことです。

「アンフォルメル美術館駐車場が狭い。」との意見に対しては、「平成 24 年度予算で周辺整備をした。」とのことです。

緊急雇用創出事業補助金が文化財補助事業として 218 万円、事業費では 234 万ですが、あるわけですが、「このことによって理兵衛堤防にと中川村文化財 50 選が作成できた。」との報告がありました。

決算に関わる現場視察をやったのは次の場所です。

昨年の繰越明許でなっておりました東小学校の新クライアントの端末更新、これは西小もあるそうですが、東小を見せていただきました。

それから中学校の職員トイレ、改修がされ、非常に明るくなっていい環境になったなあという感想を持ちました。

それで、給食センターについては、ドライフローの中を見たことがないという委員がおりましたので見せていただきました。

理兵衛堤防については、村の文化財の堤防、それから標柱、説明板、これは昭和 63 年 7 月、ふるさとに恵みを与える川 30 選手づくり郷土賞っていうのをもらった、そのプレートが村長室にあったということで、これを堤防のところへつくって、とてもいいものになっております。

あと、バンビーニでは、何回か一般質問でも出されておりました避難ばしごの設置場所を、施設を見せていただきながら、今後どうするかっていうような検討をしてみました。

それと、児童クラブは、西館で、今度、エアコンが設置されたわけですが、担当者に聞きましたら、夏休み中少し使用しただけで、ほとんど扇風機で済ませている

ということで、それはなぜかと聞いたら、「電気料が余り予算化されていないので、できるだけ節約したい。」というような答弁でしたので、有効利用をしていただけたらと思います。

それと、片桐保育園の未満児室は、今後どうするか、広げるような場合でも、場所とか、西小の桜の木等の問題がありますので、現場を一度見せていただきました。

以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
まず、原案に反対の方の発言を許可します。
反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 反対討論なしと認めます。
次に、賛成の方のご発言を許可します。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、平成 23 年度の中川村一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。
23 年度の決算の詳細については、慎重に審査、検討いたしました。
監査報告でも是正改善が、改善を要する指摘すべき事項はないとの報告がありましたが、理事者を初め職員の皆さんの大変な努力により、最も心配とされてきた財政の健全化では、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費、将来負担比率とも早期健全化基準比率をいずれも下回っており、将来負担比率は 23 年度 5.9%で前年を 5.4%下回っています。
今後、25 年度の予算の骨格づくりへの検討、取り組みはされていくわけですが、これらの指標も考慮しながら、村民の要望にどうこたえられるか、力強い取り組みを引き続き期待いたしまして、賛成討論といたします。
以上。

○議 長 ほかに討論はありますか。

○5 番 (村田 豊) 私も賛成の立場で討論をいたします。
23 年度の歳入につきましては、交付税を初めとして国からの交付金が多分に交付されたということで、もろもろの交付金を合わせると、決算報告の中にもありましたように、51%になるかというように思いますし、特に地方交付税の増額という部分が大きなウエイトを占めているというふうに思います。
また、過疎債については、さらに 5 年間延長ということで、32 年までということによって決定がされたということから、長期計画のもとに十分活用した事業展開が今後

も図られるんじゃないかというようなことで、多くの事業が過疎債等を有効利用してできるというふうにも感じましたし、特に歳出については、91.7%というような執行率の中で、適正な運用が図られ、職員の皆さんの経費節減や、あるいはまた、補助事業に対する取り組み等の努力が感じられて、大変ご苦労さまでございました。

23 年度は多くの補助事業の取り組みの中で、教育関係施設や、あるいは図書館等の充実も図られましたし、そうした努力が財政健全化比率等の数値に大きくあらわれたというふうに決算内容を確認をいたしました。

一般会計と特別会計 5 会計も黒字決算となり、厳しい経済情勢の中で健全な財政運営を、村長以下、職員一丸となって努力されたことに感謝をし、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。
これより採決を行います。
なお、これより行う各決算の採決は起立によって行います。
議案第 4 号に対する各委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第 4 号は認定することに決定しました。
着席ください。(一同着席)

日程第 2 議案第 5 号 平成 23 年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 6 号 平成 23 年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 7 号 平成 23 年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

の 3 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。
本件は厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。
それでは、議案第 5 号について審査の結果を報告いたします。
議案第 5 号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9 月 10 日の本会議において当厚生文教委員会に付託されました議案第 5 号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る 9 月 12 日に第 2 委員会室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。
結果は全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。
審査の過程で出された意見等について報告します。
平成 23 年度より、保険税が改訂され 15.8%増となりました。

保険給付費は昨年より若干減りましたが、後期高齢者支援金、介護納付金は増加しています。

国保支払準備基金は、本年3万円積み立てし、年度末残高は2,510万円です。

質問では、「国保の滞納の不納欠損の条件は。」との質問がございました。「平成23年度はありませんが、督促しても5年間経過して入金が見込めないもの。」ということで、「平成22年度のケースでは、外国人で既に国外退去してしまったもの、住所不明で徴収できないものを処理しました。」とのことです。

また、「保険税の値上げによる滞納が増加しているのでは。」との質問については、「値上げによるものより継続的な滞納者が多い。分割支払いなど相談に乗っているが、入金額より税のほうが多く、滞納額が増えてしまう。」とのことでございます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

失礼しました。

引き続き、議案第6号 介護保険事業特別会計について報告をいたします。

9月10日の本会議において当厚生文教委員会に付託されました議案第6号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月12日に第2委員会室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。

結果は全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見等について報告します。

介護給付費準備基金は積立額3万2,000円で、年度末現在残高は3,500万円です。

県財政安定化基金借入金は0円です。

平成22年度で介護従事者処遇改善臨時特例基金よりの繰入金は終了しました。「事業所も介護従事者も大変な状況である。」とのことです。

質問では、「居宅の各種サービス給付が、通所サービスが57.8%と多いが、バランス的にどうなのか。」との質問がございました。答弁としまして、「基準額、限度額も決まっている中で、利用者と家族、ケアマネージャーが決めることで、この数字については結果であって、調整することはできない。」との答弁でした。

続いて、議案第7号 後期高齢者医療特別会計について報告いたします。

9月10日の本会議において当厚生文教委員会に付託されました議案第7号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月12日に第2委員会室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。

結果は全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見等について報告いたします。

県後期高齢者医療広域連合の対象者は、村では885人で、平成23年度の1人当たりの医療費は72万3,186円、前年より1万7,351円、2.5%増となっております。全県では、77市町村の中での50番、77分の50位であるとのことです。

総医療給付費、件数、金額とも増加しております。

質問では、「保険料の徴収方法について」ありました。「特別徴収と普通徴収があり、選択できるので、75歳になったばかりの人などが普通徴収になるケースがあるが、収

納率については100%である。」との答弁でした。

以上、よろしく審査お願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第5号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。

着席ください。(一同着席)

よって、議案第5号は認定することに決定しました。

次に、議案第6号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 全員賛成です。

よって、議案第6号は認定することに決定しました。

次に、議案第7号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第7号は認定することに決定しました。

日程第5 議案第8号 平成23年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

及び

日程第6 議案第9号 平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

の2議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長
 それでは報告をいたします。
 9月10日の議会本会議において当総務経済委員会に付託をされました議案第8号平成23年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月14日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。
 審査の結果は委員全員賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。
 審査の過程で出された意見などについて報告をいたします。
 施設の維持管理などは、大きな問題もなく順調に行われているということでありました。
 公共の水洗化率は84.6%、大草処理区が93.5%、片桐処理区は80.0%と、前年度より約0.6%下がっております。これ「処理区の区域内の人口減少というのが、こういう数字になったと、それが影響している。」という説明でありました。
 続いて、同じく農業集落排水についてご報告を申し上げます。
 去る9月10日、議会本会議において本総務経済委員会に付託をされました議案第9号平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月14日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。
 審査結果は委員全員の賛成で原案どおり認定すべきものと決しました。
 審査での過程で出された点について報告をいたします。
 普及率は、片桐北部93.6%、葛島が84.7%、上前沢は82.4%で、三共が64.4%、合計が85.6%で、前年より2.2%少なくなっております。
 意見として、「クリーンセンターの臭気の苦情はないか。」との問いに、「苦情はないが、過去、片桐北部に心配の声があり、毎年、小平地区の対策委員会が他施設を含めて巡視をする。」と、こういうことで「問題ないことを確認している。」という報告がありました。
 以上、審査報告といたします。
 よろしくご審議をお願いいたします。
 ○議 長 委員長報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
 ○5 番 (村田 豊) 1点お聞きをしたいと思います。
 8号議案の、議案8号の公共下水道事業についての特別会計の件ですが、この9月16日付の信濃毎日新聞の報道によりますと、特に白馬村の下水道の受益者負担金の未収金が1億円近くあるというようなことが報道されました。既に時効で徴収できなくなって、村として欠損処理をしなければならないというような報道があったわけですが、そうした事態に村と議会の対応等についての姿勢が問われているということの報道内容であったわけですが、そこでお聞きをしますけれど、公共下水道特別会計決算書の中で、事業負担金の収入未済件数が38件、金額的に1,600万というような金額になっております。特に、監査の中でも、決算審査報告の中で、未収に対する徴収について一層の努力をされたいということが問われておりますが、ただいま委員長報告の中では、特に内容的には触れられていないわけですが、時効の実態や現状の徴

収等についての担当課よりの聞き取りがされたかどうかお聞きをしたいと思います。
 ○総務経済委員長
 今、お話のありました件については、検討しておりません。
 お願いします。
 ○5 番 (村田 豊) 今、されてないということで、確かに、この記事が出たのは委員会審査後であったわけですがけれども、中川村の実態はどうかということも、ちょっと心配になって、白馬村の、こういった事案等もありますので、委員会での今後の確認や監査等での精査の報告を、精査をいただいて報告をいただけるように、担当課長にはお願いしたいと思います。
 ○議 長 ほかに質疑はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 これより討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 まず、議案第8号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議 長 全員賛成です。
 着席ください。(一同着席)
 よって、議案第8号は認定することに決定しました。
 次に、議案第9号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議 長 全員賛成です。
 着席ください。(一同着席)
 よって、議案第9号は認定することに決定しました。
 日程第7 議案第10号平成23年度中川村水道事業決算認定についてを議題といたします。
 本件も総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
 ○総務経済委員長
 それでは、水道事業につきまして決算審査の報告をいたします。
 去る9月10日、本会議において当総務経済委員会に付託をされました議案第10号平成23年度中川村水道事業決算認定について、去る9月14日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査結果は委員全員賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。
 審査での過程について報告をいたします。
 総配水量に占める有収水量を示す有収率というのは79.25%となっており、約20%の水は料金徴収の対象となっておりません。「ほとんどが漏水である。」という説明がありました。「この漏水は、個人の家と違いますか、そうしたルートと違って発見が大変難しい。」という説明がありました。
 「耐震化に備える今後の工事計画は、財源的に厳しく有利な補助施策の見通しは今のところない。持ち金でしかできないので、道路の、その改良などの折に、有効に、この布設と違いますか、工事を、それに合わせて、できればやりたい。と、「有効に生かしたい。」というご説明がありました。
 また、「沢入浄水場の改修の必要性はどうか。」という問いがありまして、「国の有利な支援策がないので、今後、中長期の計画を立てながら進めていきたい。」と、こういう説明がありました。
 「猛暑による水源、水量など影響はなかったか。」という問いがありまして、「特別問題はなかった。」と、「しかし、地下水源を多めに使った。」と、「そのために電気料の負担が例年より増えた。」と、こういう説明がありました。
 以上、審査報告であります。
 よろしくご審議をお願いいたします。
 委員長報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 質疑なしと認めます。
 これより討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 全員賛成です。
 着席ください。(一同着席)
 よって、議案第10号は認定することに決定しました。
 日程第8 議案第16号 中川村教育委員会委員の任命について
 を議題といたします。
 朗読願います。
 朗読

○議 長

○議 長

○議 長

○議 長

○事務局長

提案理由の説明を求めます。
 議案第16号 中川村教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。
 現在、教育委員を務めていただいております宮下貴子尚子さんは、平成20年10月18日以来、1期4年間、村の教育行政進展のためにご尽力をいただいております。このたび、任期満了をもってご勇退されることになりました。
 ご存じのとおり、宮下さんは、保護者としての立場から大変熱心にご指導を賜り、ご貢献をいただいております。この4年間のご労苦に心より感謝を申し上げる次第であります。
 つきましては、後任の教育委員として中嶋けさみさんを任命いたしたく、ご提案申し上げます。
 氏名 中嶋けさみ
 生年月日 昭和39年3月15日
 住所 中川村片桐4641番地22でございます。
 中嶋けさみさんは、南原地区にお住まいで出身は伊那市でございます。
 高等学校を卒業後、地元の企業に就職され、3人の子どもさんを養育されております。
 また、ご自身で料理教室も開催しておられます。
 平成20年度には、中川西小学校PTA副会長や男女共同参画計画策定委員の職を務めていただき、現在、社会教育委員をお務めいただいております。
 学校教育や社会教育において幅広くご活躍されており、教育委員会に新たな気風を吹き込んでいただけるものと思っております。
 人格、識見ともに高く、家庭の主婦として、みずからの子育てのご経験とともに、保護者としての立場からもご活躍いただけるものと思っております。
 教育委員として適任と考え、任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。
 提案説明とさせていただきます。
 よろしくご審議をお願いいたします。
 説明を終わりました。
 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 なお、人事案件の採決は起立によって行います。

○議 長

○村 長

○議 長

○議 長

○議 長

○議長 本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
全員起立です。
着席ください。(一同着席)
よって、議案第 16 号は同意することに決定しました。
日程第 9 議案第 17 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
を議題といたします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議長 提案理由の説明を求めます。
○村長 議案第 17 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明
を申し上げます。
氏名 富永義彦
生年月日 昭和 18 年 1 月 29 日
住所は中川村葛島 2205 番地 20 でございます。
富永義彦さんには、平成 18 年 9 月 25 日から固定資産評価審査委員会委員をお務め
いただいております、本年 9 月 24 日をもって 2 期目が任期満了となります。
この間、的確な審査をしていただいております、引き続き固定資産評価審査委員会委員
として選任をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。
ぜひともご同意を賜りたく、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。
よろしくお願ひ申し上げます。
○議長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
なお、人事案件の採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長 全員起立です。
ご着席ください。(一同着席)
よって、議案第 17 号は同意することに決定しました。

日程第 10 議案第 18 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
を議題といたします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議長 提案理由の説明を求めます。
○村長 議案第 18 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明
を申し上げます。
氏名 湯澤幸一
生年月日 昭和 13 年 7 月 20 日
住所は中川村大草 3419 番地でございます。
湯澤幸一さんには、平成 12 年 11 月 1 日から固定資産評価審査委員会委員をお務め
いただいております、本年 10 月 31 日をもって 4 期目が任期満了となります。
この間、的確な審査をしていただいております、引き続き固定資産評価審査委員会委員
として選任をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。
ぜひともご同意を賜りたく、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。
よろしくお願ひ申し上げます。
○議長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
なお、人事案件の採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長 全員起立です。
ご着席ください。(一同着席)
よって、議案第 18 号は同意することに決定しました。
日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
を議題といたします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 人権擁護委員の推薦につきましてご説明を申し上げます。
 現在、人権擁護委員として、葛北の米山治幸さんにお務めをいただいているところでございます。本年の12月31日で任期満了となるわけでございますが、本人のご意向により、この任期満了をもって退任をなさりたいということでございます。
 つきましては、後任といたしまして、柏原の米山喜幸さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。
 米山さんは、ご承知のとおり、長野県教員として36年間の長きにわたりお勤めをなされました。
 現在は、村の小中学校で英語活動指導員、また、心の教室相談員としてお勤めをいただいております。
 大変誠実で真面目な方でいらっしゃるしまして、人格、識見が高く、最適任者であると存じております。
 任期は委嘱の日から3年間であります。
 なお、法務大臣が人権擁護委員として委嘱されるまでの事務的な期間が必要なために、本議会に諮問をいたすものでございますので、よろしくご了承のほど、お願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 お諮りいたします。
 本件は、これを適任者として答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。
 よって、諮問第1号は適任者として答申することに決定しました。
 日程第12 中川村選挙管理委員及び補充員の選挙について
 を行います。
 お諮りいたします。
 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。
 よって、選挙の方法は指名推選の方法で行うことに決定いたしました。
 お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。
 よって、議長が指名することに決定いたしました。
 選挙管理委員には、下平嘉弘君、知久島覚一君、北島典子さん、宮澤光男君、以上の方を指名します。
 お諮りいたします。
 ただいま、議長が指名しました4人の方を選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。
 よって、ただいま指名いたしました下平嘉弘君、知久島覚一君、北島典子さん、宮澤光男君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。
 選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。
 第1順位 石田透君、第2順位 中村正敏君、第3順位 吉澤千春さん、第4順位 大場実君、以上の方を指名します。
 お諮りいたします。
 ただいま、議長が指名しました4人の方を選挙管理委員補充員の当選者と定めることにご異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。
 よって、ただいま指名いたしました第1順位 石田透君、第2順位 中村正敏君、第3順位 吉澤千春さん、第4順位 大場実君、以上の方が順序どおり選挙管理委員補充員に当選されました。
 なお、議会会議規則第33条第2項の規定による選挙管理委員及び補充員の当選の告知は、後ほど文書をもって通知することにしますので、ご了承願います。
 ここで暫時休憩といたします。
 再開を午後3時25分とします。
 [午後3時11分 休憩]
 [午後3時27分 再開]

○議 長 会議を再開いたします。
 ここで、先ほどの総務経済委員長の報告に、一部、訂正と追加がありますので、総務経済委員長。
 ○総務経済委員長 先ほどの公共下水道の審査の関係で、大変大きいことですが、その質問で、ぜひ精査してきたいと申しあげましたけれども、金額135万円ということでありましたが、審査を行い、徴収に努力をしているということで、訂正をして追加をいたしますので、よろしくお祈りいたします。

○議 長 暫時休憩します。
[午後3時30分 休憩]
[午後3時33分 再開]

○議 長 再開します。

○総務経済委員長 先ほどの公共下水道の関係のですね、事業負担金の収入未済額、これは、やっております。ちょっと、こちらの手違いでありまして、さきの答弁のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。
たびたびすみませんでした。

○議 長 日程第13 請願第3号 一般国道153号の指定区間編入を求める請願を議題といたします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは審査の報告を申し上げます。
9月10日、本会議において当委員会を付託をされました請願受理番号3号 一般国道153号の指定区間編入を求める請願について、去る9月12日、役場第1委員会室において、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。
審査の結果は採択であります。
請願の趣旨であります、一般国道153号は名古屋を起点に塩尻市を終点とする幹線道路で、国家的見地から中部地方の沿岸部と内陸の主要都市を広域的に結ぶ重点路線となっている。また、昨年、下伊那地域に設置が決定をしましたリニア中央新幹線の間駅へのアクセス道路としても、今後、大きな役割を果たすことになるが、道路法に基づく指定区域に編入されていないため、十分な道路整備や管理水準が確保されない、される状況にないということで、これらの観点から国道153号の指定区間編入を国に求めるといふものであります。
審査の過程では、こうした事例というのは全国に数少ない、上伊那広域でも、この8市町村がまとまって、この意見書を出すと、こういう動きでありまして、反対意見もなく、全員一致で採択となりました。
以上、報告といたします。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。
この請願に対する委員長報告は採択です。
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。
日程第14 陳情第7号 T P P交渉参加表明断固反対に関する要請を議題といたします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは審査の報告を申し上げます。
去る9月10日、本会議において当総務経済委員会に付託をされました陳情受理番号7号、T P P交渉参加表明断固反対に関する要請について、9月の12日、委員全員出席のもとに慎重に審査を行いました。
審査の結果は採択であります。
陳情の趣旨は、T P Pに関する国会、与野党内での議論は、全く深まっていない。国民への情報開示も十分でない。日本の医療制度や日本の伝統文化、美しい農村をどう守るのか。政府として責任ある情報開示と公正、公平な運営により国民的議論を展開すべきで、まだ、国益に即した政府の統一見解が示されていない。そのプロセスを経ない限り、T P P交渉参加表明はあってはならないと、こういうものでありまして、審査の結果では、反対論者も反対討論もなく、全員一致で採択となりました。
以上、報告といたします。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 15 陳情第 8 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは審査の報告を申し上げます。

9月10日、本会議において当総務経済委員会に付託をされました陳情受理番号8号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、9月12日、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨は、地球温暖化対策のための税の導入が平成24年度税制改革大綱に盛り込まれ、平成24年10月から施行される。具体的には原油やガス、石炭といった全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率を課すもので、既に欧州を中心に国の実情に応じた導入が進められている。森林吸収源対策や再生可能エネルギーの活性などは、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠で、現実を見ると、木材価格の暴落や林業従事者の高齢化、後継者不足など、厳しい情勢にあり、危険な市町村財政の状況から、恒久的・安定的財源が大幅に不足をしている。そのため、地球温暖化対策の税の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組み充実を求めるというもので、審査の過程では「主旨どおりでよい。」という意見も出され、全員一致で採択となりました。

以上、報告といたします。

○議 長 よろしくご審議をお願いいたします。

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]

全員賛成です。よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 16 陳情第 9 号 オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含

む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情

を議題といたします。

本件も総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは審査の報告を申し上げます。

9月10日、本会議において当総務経済委員会に付託をされました陳情の受理番号9号、オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情について、9月12日、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨は、日本政府は、墜落事故が相次ぐ米海兵隊の輸送機MV22 オスプレイの岩国基地への陸揚げを国民の強い反対や岩国市長らが反対しているにもかかわらず強行し、全国各地のあらゆる場所での訓練を進めようとしている。この問題では、全国知事会でもオスプレイの普天間飛行場配備と全国各地での低空飛行訓練に対して安全性の確認ができない限り受け入れることはできないとし、慎重な対応を求めています。県内上空や隣接県でも訓練ルートとなっていることから不安の声が寄せられ、オスプレイの配備と飛行訓練の中止を強く訴えるというものです。

審査の過程では、「沖縄の人たちの犠牲があって私たちの安全がある。安全性が確認できない現状で受け入れることはできない。」などの意見から、全員一致で採択となりました。

以上、報告といたします。

○議 長 よろしくご審議をお願いいたします。

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○9 番 (竹沢久美子) 私は賛成の立場で討論を行いたいと思います。

このオスプレイの問題は、前々から言われておりますが、8月末の県の市長会でも、安全性の確認、それから結果の住民説明、安全性懸念払拭まで飛行訓練の中止を求め、このことを全国市長会へもつないでいくということで、知事会でも、もう、やられております。

また、9月9日の沖縄のオスプレイ配備に反対する沖縄県民大会では、この宜野湾市の宜野湾海浜公園に10万1,000人が集まって、基地問題で開かれた県民大会では過去最大の集会を開いて反対運動をしております。

こうした、今までにも原発、また基地問題で、一部の人たちに、こうした犠牲を押しつけるやり方は、そろそろ国民として脱皮していかなければならないと思います。

私も、この上空の自衛隊の訓練機が飛ぶだけでも「あっ。」というような、2機、よく連なっていますけど、本当に、これが沖縄の人たちや、それから岩国で、今、配備されている問題、それから、全国的に幾コースもの路線が予定、飛行の予定コースがやられていることを考えたときに、やっぱり反対の声を上げていくべきだと思いますので、そうした立場で賛成討論とさせていただきます。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。
日程第17 陳情第10号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備・訓練中止を求める意見書提出を求める陳情
を議題といたします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
○総務経済委員長 それでは審査の報告を申し上げます。
9月10日、本会議において当総務経済委員会に付託をされました陳情受理番号10号、危険な米軍輸送機オスプレイの配備・訓練中止を求める意見書提出を求める陳情書について、9月12日、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。
審査の結果は採択であります。
この審査には、陳情者、上伊那医療生活協同組合理事長の小林伸陽氏の代理として同組合常務理事 百瀬深氏から説明をいただきました。
陳情の趣旨は、オスプレイ配備の反対と低空飛行訓練中止を国会及び国に求めるというもので、審査においては、「趣旨はよい。」それから「慎重に考える問題である。」「安全性が不透明な状況にあっては容認できない。」などの意見があり、全員一致で採択となりました。
なお、この陳情については、さきの受理番号9号と趣旨が同じことから、陳情者、両団体ありますけれども、団体の陳情内容の扱いをどうするかを検討し、審議をし、後ほど上程をされる1本の意見書という形にまとめさせていただきました。
以上、審査の報告といたします。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。
日程第18 発議第1号 一般国道153号の指定区間編入を求める意見書の提出について
を議題といたします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議 長 趣旨説明を求めます。
○1 番 (中塚礼次郎) それでは、朗読をもちまして説明とさせていただきます。
一般国道153号の指定区間編入を求める意見書
一般国道153号は、名古屋市を起点とし、塩尻市を終点とする道路で、本県の中南信地域を南北に貫き、さらには一般国道19号を経由して松本市、長野市へと連絡しており、中部地方の沿岸部と内陸の主要都市を広域的に結ぶ主要基幹道路である。
また、東海地震など大規模災害時においては、全国的なネットワークを形成する中央自動車道、一般国道19号と並行し、一体的かつ代替的に機能する緊急輸送路であり、国家的見地から安定的な人、物の輸送を確保する上で重要な路線となっている。
さらには、一般国道153号は、生活や産業、経済観光を支える地域にとっても大変重要な道路であり、昨年5月に飯田下伊那地域に設置されることが決定したりニア中央新幹線の間駅へのアクセス道路としても大きな役割を果たすことになる。
国におかれては、中南信地域の実情をご賢察いただき、本道路の計画的かつ着実な道路整備を推進するため、下記の事項について強く要請する。
記
道路法に基づき一般国道153号を指定区間に編入すること。
以上、よろしくご審議願います。

○議 長 すみません。一部、字句の訂正がありますので、本文の1行目、おしまいから1、2、3、4文字目、「本件」の「事件」の「件」になっておりますが、「長野県」の「県」

に訂正をお願いしたいと思います。

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第2号 TPP交渉参加表明反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○7番 (湯澤 賢一) それでは、案文を朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。

TPP交渉参加表明反対に関する意見書

TPP交渉をめぐる情勢は、昨今の新聞報道にもあるとおり、早期に米国議会へ我が国の参加に向けた通報が行われれば、メキシコ、カナダと同様、本年12月に開催されるTPP交渉第15回会合から交渉参加が果たされることになるため、政府内の推進派は早期の交渉参加表明を目指した動きを強めています。

これまで、野田総理は、TPPに関する結論を得るに当たり、十分な情報開示のもと、国会審議、国民的議論、そして国益の視点で判断するなどの手順を踏むとの認識を随時にわたり示してきました。

しかしながら、国内においては、TPPに関する国会、与野党内での議論は全くと言っていいほど深まっておらず、国民への情報開示も不十分であり、地方での説明会も全県では実施されていないなど、国民的議論が進んでいるとは到底言えない状況にあり、政府は、関係国、特に米国との協議に関する情報を開示し、その上で徹底した国民的議論を展開すべきであります。

また、野田総理は、世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村、そうしたものは断固として守り抜くとの決意を示していますが、TPPの何がメリットで何がデメリットなのか、その上、国益に即して具体的に何をどのように守り抜くのか、政府統一見解はいまだに示されていません。

野田総理自信が国民に約束した国会における審議や情報開示、国民的議論といった

プロセスを全く無視し、TPP交渉参加表明を強行することは、国民を裏切る暴挙であり、断じて認められません。

つきましては、下記事項について強く要請する。

記

1、政府として責任ある情報開示と公正、公平な運営による国民的議論の場を設定すること。

2、国益に即して具体的な判断基準を政府の統一見解として明示すること。

3、上述のプロセスを経ない限りTPP交渉に参加表明は行わないこと。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○8番 (柳生 仁) それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、京都議定書において第1約束期間である平成20年から平成24年までの間、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量によって確保するとしている。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森

林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方財源確保については、平成 24 年度税制改正大綱において平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討するとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域から市町村が主体的で総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など、厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策の税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 発議第 4 号 オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○1 番

(中塚礼次郎) それでは、朗読をもちまして提案説明とさせていただきます。

オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書

日本政府は、墜落事故が相次ぐ米海兵隊の輸送機MV22 オスプレイの岩国基地への陸揚げを、国民の強い反対や山口県知事や岩国市長らが反対しているにもかかわらず強行し、沖縄普天間基地への配備と全国各地のあらゆる場所での訓練を進めようとしています。

オスプレイは、開発段階から何度も墜落事故を繰り返し、今年 4 月にもモロッコでの墜落事故で 2 名が死亡しているのに続いて 6 月にアメリカフロリダ州で墜落するなど、これまでに少なくとも 36 人が死亡しており、欠陥機であることが世界に知られています。

この問題では、全国知事会でもオスプレイの普天間飛行場配備と全国各地での低空飛行訓練に対して、安全性が確保されていない現状では受け入れることはできないなどとして、政府に慎重な対応を求める緊急決議を全会一致で採択されています。

県内上空や隣接する県、新潟、富山県、岐阜県、群馬県でも訓練ルート、ブルールートとなっていることから、県民の中に多くの不安の声が寄せられています。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1、MV22 オスプレイの国内配備の中止に向け、米国へ要請すること。

2、国内低空飛行訓練はもとより、日本上空の飛行に関しても、事故原因の究明と完全な安全対策がとられるまで飛行しないこと。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 22 発議第 5 号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○8 番 (柳生 仁) それでは、朗読をもって趣旨説明といたします。

住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書

国内外の経済の回復の兆しが見えないまま地域経済が疲弊する中、地場中小零細企業の仕事づくり、仕事おこしの制度として住宅リフォーム助成制度が注目を集めています。

全国商工団体連合会による7月1日現在の調査では、住環境の整備や地域経済対策などを目的とした住宅リフォーム助成制度の創設が全国533自治体、3県530市町村、長野県にあつては58自治体に広がっています。

当議会としても、住環境の整備や地域経済対策などの必要性にかんがみ、平成23年3月22日付で住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書を村長あてに提出しています。

しかしながら、いまだに制度の創設に至っておりません。

住宅リフォーム助成制度は、広く住宅改造を広げるインセンティブを発揮しており、経済、社会施策の両面から、この実施が強く期待されるものです。

また、リフォームは、受注会社1社の工事でなく、約20業種が関連すると言われており、地域経済の活性化につながるとともに、自治体にも地方消費税などさまざまな形で還元されており、以上のことから下記事項実現を強く要請いたします。

記

住宅リフォーム助成制度を創設すること。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○5 番 (村田 豊) 賛成の立場で討論をいたします。

この件については、23年度、24年度、一般質問の中で多くの議員が質問をしてきましたが、長側として住民からも要望が上がっているにもかかわらず助成施策を講じようとしませんでした。

副村長以下、職員の皆さんの行動を期待をしていますので、ぜひ実現できるようにお願いをしたいというふうに申し上げます。

ただ、リフォームなら何でもよいということではないと思います。4点ほどの採択条件を設定してもらえたらどうだろうかというふうに感じます。

1点目としては、施行工事の要件や種類の限定というようなことで、それぞれ質問の中でも出ておりましたが、省エネ、耐震、高齢者対策、それから補助が1円も出ていない下水道へのつなぎ込み、公共下水から下水道へつなぎ込みというようなこと、特に省エネについては、これは温水器だとか、エコキュートだとか、太陽光も入って

くると思いますが、そんな点も加味してもらうことも大事な点だと思います。

2点目として、工事費用額と助成額の上限ということで、これは、どこの行政でもやっておりますが、その点の範囲を決めてもらうことが大事かと思ひます。

3点目としては、先ほど意見書の中にありました施工業者につきましては、できるだけ村内の業者を優先とするというような内容。

それから、4点目として、やはり、ハードルとしては、新規に実施をされる方というようなことで、以前に補助事業等を受けている部分については対象としないというようなことも要件の中に加えていただくということもいいんじゃないかと思ひます。

高齢化や災害への備え、省エネ等への取り組みをしてみたいという支援に対して、人たちに対して支援をしていければというふうに感じます。

特に、こういったことで地元の業者の皆さんの経済支援が少しでもできて、できれば地域の活性化につながっていただくということをお願いしながら、ぜひ、25年度の予算に盛り込んでいただければというお願いをして、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第23 委員会の閉会中の継続調査について

を議題といたします。

議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し入れがありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議がすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いします。

○村 長 平成24年度中川村議会9月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会では、平成23年度決算認定を初めとして補正予算、教育委員会委員を初めとする人事案件など、提出いたしました議案をすべて原案どおりご承認いただき、深く感謝を申し上げます。

特に、決算認定については、例年のこととはいえ、細かいところまで注意深くご審査をいただき、深く感謝を申し上げます。

大変お疲れになったことと思います。ありがとうございました。

また、TPP交渉参加反対やオスプレイの配備、訓練の中止を求める陳情等が全員賛成で採択され、意見書が提出されることになったこともすばらしいと感じました。

今は稲刈りの真っ最中ですし、西原のブドウ祭り、赤ソバ花祭りにもぎわっております。これからの季節、さまざまな作物が次々と収穫の時期を迎えますし、運動会や文化祭など、催事も目白押しです。

議員各位におかれましては、何かとご多用の中、それぞれのご参加いただき、ご活躍をいただきかねばなりません。何とぞご協力を賜り、ますますご健勝にて村のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。定例会閉会のあいさついたします。

大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。

○議長 これにて本日の会議を閉じます。

以上をもって平成24年9月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時18分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____